

日々の点検 使う習慣 あなたを守る防じんマスク



主催 一般社団法人 日本建設業連合会 後援 厚生労働省・国土交通省

2020年度トンネル建設工事

粉じん障害防止対策推進強化月間

10月1日▶10月31日

粉じん障害防止について

厚生労働省より、ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん障害防止規則が改正され、2008年3月に施行されました。これに伴い、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（2008年3月）」の一部見直し、また、「第9次粉じん障害防止総合対策（2018年度～2022年度）」が策定され、粉じん障害防止対策の重点的推進、特に、粉じん発生源対策、効果的な換気の実施、粉じん濃度等の測定、電動ファン付き呼吸用保護具等の常時使用などが明記されています。なお、同規則は、2012年4月にも一部改正が行なわれています。

これらの粉じん障害防止対策を効果的に推進するため、日本建設業連合会（日建連）では、毎年10月を「トンネル建設工事 粉じん障害防止対策推進強化月間」と定め、厚生労働省、国土交通省の後援を得て、会員企業のすべてのトンネル作業所を対象に「なくせ、じん肺」のスローガンのもと、啓発ポスター、リーフレットの作成・配布および現場パトロールの実施など、じん肺の発生・進行を防止する活動を行い、着実な成果をあげてきています。

23回目を迎える本年は、「**日々の点検 使う習慣 あなたを守る防じんマスク**」をキャッチコピーに掲げ、トンネル建設工事で働くすべての方々が生じないよう、計画段階から施工面・設備面の工夫・改善により、粉じん低減対策措置の一層の徹底を図るため下記の普及活動を推進します。

2020年度トンネル建設工事

「粉じん障害防止対策推進強化月間」 の実施について

1. 活動実施期間 2020年10月1日～10月31日
2. 活動対象範囲 会員会社の店社・トンネル作業所および当該工事の関係官庁等
3. 活動実施内容

1) 日建連の実施内容

- 会員会社宛てに、「粉じん障害防止対策推進強化月間の実施について」の要請文書を送付し、関係先への周知を図る。
- 本活動の「リーフレット」、「ポスター」を会員会社宛てに送付し、全トンネル作業所にて活動の実施を要請する。
- 関係発注機関ならびに労働基準監督署宛てに、本活動の「リーフレット」、「ポスター」を送付し、「ポスター」の掲示をお願いするとともに、パトロールを実施した作業所については、その結果と本活動の趣旨を訪問して説明、理解を得る。

2) 会員会社の実施内容

- 店社は日建連からの本活動要請に基づき、送付された「リーフレット」、「ポスター」等を関係作業所に配布するとともに、粉じん障害防止パトロール等により活動の周知徹底、関係者の意識の高揚を図る。
- 関係作業所は、改正ガイドライン等を順守するとともに、配付された「リーフレット」、「ポスター」、「坑内粉じん障害防止自主点検表」等を活用し、粉じん障害防止の自主的な活動を実施する。

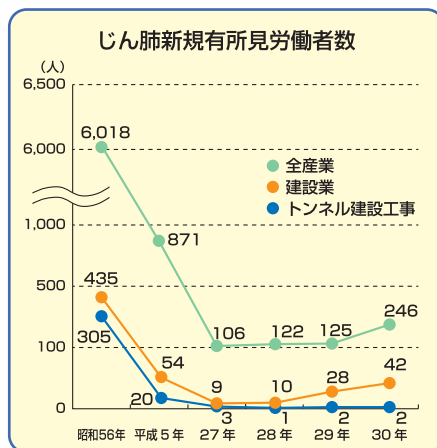
以上

粉じん障害防止対策の必要性

「じん肺」とは、粉じんを長い年月にわたって多量に吸入することにより、肺組織が線維増殖性変化を起こし、心肺機能の低下を起こす状態をいいます。

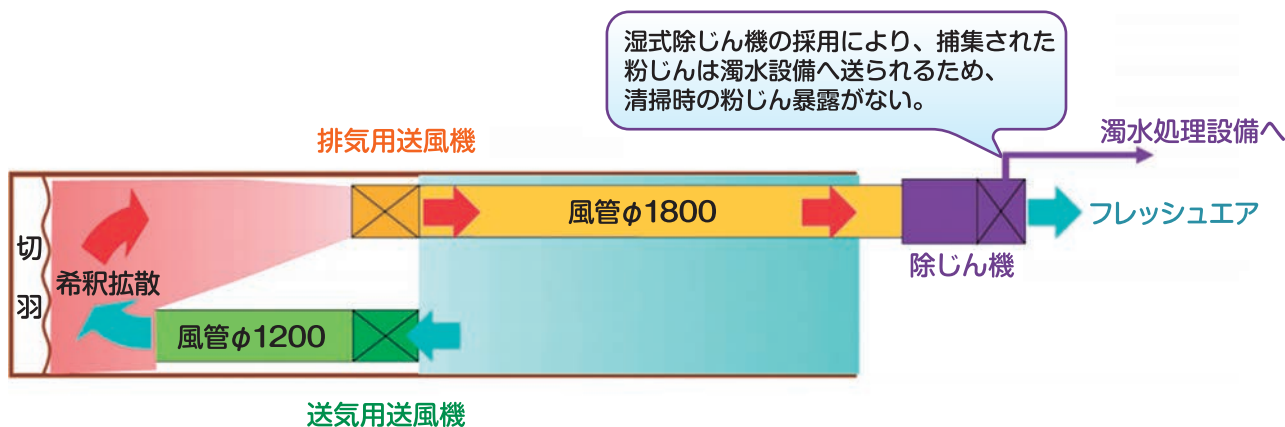
粉じん職場を離職しても、肺内に粉じんが存在する限り、肺の線維増殖性変化等は進行し続けるといわれており、現在のところ有効な治療方法が確立されていません。このように恐ろしい「じん肺」を根絶させるため、従前から官民一体となって粉じん障害防止対策に取り組んできた結果、右図に示すとおり、トンネル建設工事におけるじん肺の新規有所見労働者の発生数は、昭和56年には305人でしたが、現在では大幅に減少しております。

これからもより一層の粉じん対策の充実を図り、じん肺に罹患するリスクの低減に努めることが不可欠であり、併せてじん肺特殊健康診断の適切な受診も重要です。



出典：厚生労働省「業種別じん肺健康管理実施状況」

排気式による坑内換気



坑内から坑口方向を撮影



坑口部の除じん機

切羽付近で粉じんが拡散する前に粉じんや発破の後ガスを捕集し、坑外の除じん機へ風管で送風します。除じん機内では、汚れた空気に大量の水を噴霧し、液滴、液膜、気泡などによって粒子の付着や凝集で空気を浄化します（湿式スクラバー）。メリットとしては、坑内で汚れた空気をすべて捕集し、除じん機内で浄化できることや、洗浄に用いた汚れた水は濁水処理へ送ることができることから、人が粉じんに暴露せずに汚れた成分を処理することができる点があげられます。

粉じん低減対策

液体急結材の使用による粉じん低減



シールドキャビン付き 重機の導入



HEPAフィルター付きエアシャワー



粉じん作業特別教育の繰返し教育



本工事は、新名神高速道路の八幡京田辺 JCT から大津 JCT の 16.4km の一区間で、宇治田原町、北部の山裾に位置する上り線、下り線とも約 2km のトンネル工事となります。当社は東側より約半分、上下線各 1km ずつ、計 2km を掘削するトンネル工事です。ちなみに、宇治田原町は有名な宇治茶の原産地であることから、本工事では水や空気をきれいな状態とするよう施工計画を立案し、伝統的な銘茶にも配慮して工事を進めています。当工事の粉じん対策の特徴的な設備や工法については以下の通りです。

- ① 「液体急結剤の使用」吹付けコンクリートは粉体に替え、液体急結剤を使用することで、粉じん濃度を低減しました。液体急結剤は増粘効果で吹付けコンクリートを地山に付着させ、その後、強度促進することから跳ね返りが減少し、クリアな視界や作業環境を確保できます。
- ② 「シールドキャビン付機械の導入」ホイールジャンボ、ホイールローダー、バックホウ、ブレイカー等の機械は、作業員の粉じん暴露量を低減させるため、シールド型キャビンを採用しています。さらに、エアコンが効くことや、また落下物保護構造（FOPS）を選定していることから、作業環境や安全性をより向上させました。
- ③ 「エアシャワーの使用」坑内から退坑した作業員の衣服に付着した残留粉じんを清掃するため、HEPA フィルター（High Efficiency Particulate Air Filter）を有するエアシャワー室を設置するなど、坑内から粉じんを持ち出さない工夫をしています。

その他、温暖化ガスを削減させる工夫として、ずり出しの重ダンプ、ホイールローダー、アジテータ車にディーゼル代替燃料として植物油再生油（BDF100）を、その他、車両以外の機械に天然ガス由来燃料（GTL）を使用しています。工事電力は化石燃料を用いない再生可能エネルギー 100%（RE100）を選択しています。脱炭素エナジーに向け、地球環境にも優しい施工を目指して取り組んでおります。



戸田建設株式会社
新名神高速道路
宇治田原トンネル東工事
作業所長 三上英明
所在地 京都府綴喜郡
宇治田原町

坑内粉じん障害防止自主点検表

点検日 年 月 日

会社名		工 事 概 要	トンネル延長：	m
作業所名			掘削断面：	㎡
作業所長			工 法：	
工期	～		用 途：	
工事場所		当 日 の 作 業		
発注者				
進捗状況	%		掘進延長	
点検者				

粉 じ ん 対 策						
区分	No.	項 目	点 検 細 目	結 果	備 考	
計 画	1	計 画 の 策 定	次の事項を内容とする施工計画を策定しているか。 ①粉じん濃度目標レベルの値、②粉じん発散を防止抑制するための粉じん発生源に係る措置、③換気装置および集じん装置等による換気の実施、④粉じん濃度の測定、⑤防じんマスクの使用、⑥労働衛生教育の実施、⑦その他必要な事項			
	発 生 源 対 策	2	掘 削 作 業	削孔・掘削作業は、湿式型または同等以上の措置を講じているか。		
		3	発 破 作 業	雷管取扱作業従事者には、漏電等による爆発を防止するため、電動ファン付き呼吸用保護具以外の安衛法上の型式検定に合格した防じんマスクを使用させているか。 ただし、電動ファンを停止しても型式検定に合格した防じんマスクと同等以上の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させている場合は、雷管取扱作業を開始する前に、漏電等による爆発のおそれのない場所で、当該電動ファン付き呼吸用保護具の電池を取り外し保管したうえで、当該作業に従事させているか。【H20. 2.26 基発 0226007 号】 発破作業後の粉じん濃度測定結果に基づき、待避時間は適切に設定され、粉じん濃度が低減するまで立入らないことを徹底しているか。【粉じん則 24 条の 2】		
		4	ずり積・運搬作業	ずり積みおよび運搬作業は、土石を湿潤な状態に保つか、または同等の措置を講じているか。		
				ずり運搬経路に、散水が適切に行われているか。 過積載の禁止、走行速度を抑制しているか。 重機・トラック等エンジンの排気ガス浄化装置は付けているか。		
5	吹 付 け 作 業	湿式型吹付け機の使用または同等以上の措置を講じているか。 (同等以上の措置のとき：) 必要により粉じん抑制剤を使用しているか。 (抑制剤を使用しているときの材料名：) 吹付け作業は、ノズルと吹付け面の距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準に基づいて行われているか。				
換 気 設 備 等	6	送 気 フ ァ ン の 設 置 場 所	送気用コントラファンの設置位置は適切か。【粉じん則 6 条の 2 以下 No.7～9 同】 (送気風量： m ³ /min)			
	7	風 管	送気用風管吐出口は、切羽より当該風管直径の 30 倍以内の距離に設置されているか。 (管径φ： mm)			
			排気用吐出口は、坑口より当該風管直径の 10 倍以上の距離に設置されているか。 (管径φ： mm)			
			排気式の場合、局所換気の吹出し口は切羽から、5De (トンネルの等価直径) または 30 m 以内か。 風管に漏風箇所はないか。			
			風管吐出口は、しっかり固定されているか。			
8	排 気 フ ァ ン の 設 置 場 所	排気用ファンの設置位置は適切か。局所換気ファンまたは集じん機は、排気ファンとの間隔を 30～50 m としているか。 (排気風量： m ³ /min)				
9	集 じ ん 機	集じん装置は、発散した粉じんを速やかに集じんできる位置に設置しているか。 (最大処理風量： m ³ /min)				
保 護 具 等	10	防 じ ん マ ス ク	動力を用いて掘削する場所における作業および積み込み、または積み卸す場所における作業ならびにコンクリート等を吹付ける場所における作業に従事する労働者には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させているか。【粉じん則 27 条】			
			上記以外では、作業の種類に係らず労働者全員が防じんマスクを使用しているか。			
			国家検定に合格した電動ファン付き防じんマスクを使用させているか。			
			「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの保守管理ならびに適正な使用について指導・監視等の職務を行わせているか。			
			フィルターの交換基準は定められているか。			
			防じんマスクの支給およびフィルターの交換は、管理台帳に記入されているか。			
11	休 憩 室 等	防じんマスクは、常時有効かつ清潔に保持されているか。				
		防じんマスクの適正な使用に関する教育は行われているか。				
			休憩時の対策として休憩室の設置等がなされているか。			

